

仕様書

仕様書番号	No. 69
作成年月日	5.11.10
作成部隊	古河駐屯地業務隊管理科

- 1 件 名 油圧ショベルアタッチメント借上げ
- 2 実施場所 茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地内
- 3 概要 油圧圧砕機小割 (0.7 m³) 1基借上げ
ブレーカー/油 (0.7 m³) 1基借上げ

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書に基づき実施する。
- (2) 本仕様書に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項については、受注者の負担において実施すること。
- (3) 本役務の実施に伴う駐屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は監督官より指示する。
- (4) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、または施設等を破損した場合は、速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において補償及び賠償するものとする。
- (5) 本役務に関係する提出書類等は、監督官から指示された様式により作成し提出すること。
- (6) その他疑義が生じた場合は、監督官及び契約担当官と調整の上で実施する。

5 アタッチメントを取り付ける重機諸元

(1) 車名及び型式

コベルコ EDR-YN11

(2) バケット容量

0.8 m³

6 借上機材

借上げする油圧ショベルアタッチメントの仕様は下記同等以上とする

(1) 油圧圧砕機小割

ア MCC70000 (参考型式)

イ 0.7 m³

(2) ブレーカー

ア MCA70000 (参考型式)

イ 0.7 m³

(3) 共通事項

ア 往復回送費込み

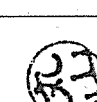
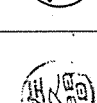
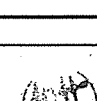
イ レンタル保険、動産補償料込み

6 借上期間及び搬入出場所、日時

借上げ期間は令和6年1月15日(月)～同年2月14日(水)の連続する1か月間とする。搬入場所は古河駐屯地の監督官の指示する場所とし、搬入時刻は借上げ当日の08:30とする。搬出日時は借上げ最終日の17:00とするが、細部は監督官と調整して決定する。

7 搬入時の検査等

機材搬入時に監督官が仕様等の検査を実施する。仕様書に記載される事項を満たしているかと判断されたものを合格とし、それ以外のものは不合格とする。不合格と判断されたものは早急に代替機材を準備すること。また、借上期間中に故障等が発生した場合で、その原因が受注者側にあると認められた場合も早急に代替機材を準備すること。

業務隊長	管理科長	営繕班長	管財係	施設係	作成
					
件名	油圧ショベルアタッチメント借上げ	図面番号	1/1		
図面名称	仕様書	縮尺			
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科				作成年月日	5.11.10